

## 九十九里町プロポーザル方式実施要綱

令和6年3月11日告示第21号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、九十九里町が発注する建設工事並びに製造の請負、業務委託、物品の購入及び役務提供（以下「業務」という。）のうち、価格のみによる競争入札では所期の目的達成にふさわしい業者の選定が難しい業務において、民間事業者の知恵とノウハウを活かした提案を求め、効果的な事業の実施に向けて最適な事業者を選定するために実施するプロポーザル方式に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「プロポーザル方式」とは、次の各号のいずれかに該当する手続をいう。

- (1) 公募型プロポーザル方式（以下「公募型」という。） 参加者を公募し、その応募者のうち、一定の条件を満たす者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。
- (2) 指名型プロポーザル方式（以下「指名型」という。） 公募型により難いと認められる場合に、あらかじめ参加要請者を選定し、その者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。

### (対象)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 価格のみによる競争では、所期の目的を達成できないもの
- (2) 企画の創造性及び専門知識が問われるもの

### (執行審査)

第4条 業務の執行にプロポーザル方式を採用しようとする場合は、九十九里町建設工事等入札参加業者選定審査会（以下「執行審査会」という。）に付議し承認を受けなければならない。

### (実施要領の作成)

第5条 主管課（局）は、プロポーザル方式を実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した実施要領を定めなければならない。

- (1) 業務の目的
- (2) 業務の名称、履行場所、履行内容及び履行期間
- (3) 業務上限価格
- (4) 事業スケジュール
- (5) 参加資格
- (6) 参加手続（提案内容、提案書様式及び部数、提出方法及び期限、記入上の注意、質疑応答等）

- (7) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分、評価点が同点の場合の決定方法等）
- (8) 選定結果（通知方法並びに公表事項及び方法等）
- (9) その他必要な事項  
（参加資格）

第6条 プロポーザル方式に参加できるものは、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 九十九里町入札参加資格者名簿に登録されている者。ただし、当該名簿に参加者の資格を満たす者がいない場合又は競争性が損なわれると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げる事項に該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は発注工事等の入札前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

エ 業務の発注に係る公表の日からプロポーザル選定審査会（以下「選定審査会」という。）の日までの間、九十九里町建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成27年4月1日告示第49号）に基づく指名停止措置並びに千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年4月5日制定）及び千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止措置を受けている者

オ 九十九里町契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年九十九里町告示第48号）又は千葉県建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和63年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者

- (3) 同一人が代表者となっている法人等は、重複して同一業務のプロポーザル方式に参加することができない。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務ごとに定める資格要件を満たす者であること。

（公募型の実施）

第7条 公募型を実施しようとするときは、次に掲げる事項をホームページその他の方法により公表するものとする。

- (1) 実施要領

- (2) 業務仕様書
- (3) 契約書（案）（契約担当課と相談の上作成のこと）
- (4) その他必要なもの

2 公募型において、提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、プロポーザル参加意向申出書（別記第1号様式）、誓約書（別記第2号様式）及び別に定める参加資格確認書類（以下「資格確認書類」という。）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定により参加意向申出書を提出した者について参加資格者であるかを確認し、確認の結果をプロポーザル参加資格確認結果通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。ただし、参加資格の確認を受託候補者の選定後に行う場合は、必要な資格の一部について確認審査を行うものとする。

4 町長は、前項に規定する参加資格者に対し、プロポーザル関係書類提出依頼書（別記第4号様式）により、提案書及び別に定める必要書類の提出を依頼するものとする。

（指名型の実施）

第8条 指名型を実施しようとするときは、前条第1項に基づく事項をプロポーザル参加指名通知書（別記第5号様式）により、指名事業者に通知するとともに、プロポーザル関係書類提出依頼書により、提出意思確認書（別記第6号様式）、提案書及び別に定める必要書類の提出を依頼するものとする。

（選定審査）

第9条 主管課（局）は、プロポーザル提案者（以下「提案者」という。）の審査のため、選定審査会設置要領を定めた上で、選定審査会を開催し審査を実施するものとする。

2 選定審査会の委員長は、副町長をもって充てるものとする。ただし、教育委員会が執行する業務については、教育長をもって充てることができる。

3 委員長に事故があるときは、当該業務の主管課（局）の長がその職務を代理するものとする。

4 選定審査会の審査委員は、委員長が任命する。

5 選定審査会の審査委員には、業務の内容により、学識経験者等の者を加えることができるものとする。

6 選定審査会の庶務は、業務の主管課（局）において処理する。

（受託候補者の選定）

第10条 町長は、提案書の提出があった場合は、選定審査会に諮り、別に定める評価基準に基づき評価を行い、最も適した提案者を受託候補者として選定するものとする。

2 受託候補者の選定に当たっては、評価基準に基づき提出書類等を審査するとともに、ヒアリング又はプレゼンテーション等により総合的な審査を実施し、決定するものとする。

3 主管課（局）の長は、選定審査会が受託候補者を選定した場合は、速やかに町長に報告するものとする。

4 町長は、前項の規定により報告のあった者を受託候補者として選定したときは、審査結果通知書（別記第7号様式）により審査結果を全ての提案者に対して通知するものとする。

（参加資格の事後確認）

第11条 参加資格の確認を受託候補者が決定した後に行う場合は、資格確認書類の提出を求め、提出された資格確認書類に基づき審査し、受託候補者が参加資格を満たしていると判断した場合は、当該受託候補者を受託者として決定する。

（結果の公表）

第12条 町長は、実施結果についてホームページその他の方法により公表するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年3月11日から施行する。

別記第1号様式（第7条関係）

プロポーザル参加意向申出書

年 月 日

九十九里町長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者名 印

（又は受任者）

担当者氏名

（電話番号）

下記の業務に係るプロポーザルに参加したいので関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書類の記載内容は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公表年月日

2 業務の名称

3 業 務 場 所

※グループ参加の場合、代表となる事業者が申し込みを行ってください。また、下記にグループを構成するすべての事業者について記載してください。

グループ構成

|       | 所在地<br>事業者名<br>代表者職・氏名 | 担当分野・役割等 |
|-------|------------------------|----------|
| 代表事業者 |                        |          |
| 構成事業者 |                        |          |

別記第2号様式（第7条関係）

誓 約 書

年 月 日

九十九里町長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者名

印

代理人名

印

業務場所

業 務 名

上記業務のプロポーザルに際し、法令等を遵守し、連合等によるプロポーザルの公正を害する  
ような行為をしないことを誓約します。

別記第3号様式（第7条関係）

プロポーザル参加資格確認結果通知書

年 月 日

様

九十九里町長

先に申請のあったプロポーザルに係る参加資格の結果について、下記のとおり通知します。

記

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 公 表 年 月 日              | 年 月 日 |
| 業 務 名                  |       |
| 業 務 場 所                |       |
| 参 加 資 格 の 有 無          |       |
| 参加資格を有しないと認<br>め た 理 由 |       |



別記第4号様式（第7条、第8条関係）

プロポーザル関係書類提出依頼書

年 月 日

様

九十九里町長

下記の業務について、プロポーザル方式による業者選定を実施するので、提出期限までに提案書等を提出していただきたく要請します。

記

1 業務の名称

2 業務の内容

3 提出書類

（1）提案書

提出期限

4 ヒアリング又はプレゼンテーションの日程等

（1）日 時

（2）場 所

（3）その他

別記第5号様式（第8条関係）

プロポーザル参加指名通知書

年 月 日

様

九十九里町長

下記の業務について、指名型プロポーザルの参加者として貴社を指名しましたので、提案書の提出を依頼いたします。

記

- 1 業務名
- 2 提出書類 別紙プロポーザル実施要領による。
- 3 その他

別記第6号様式（第8条関係）

提出意思確認書

年 月 日

九十九里町長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者名

印

提出します。

下記の業務について、提案書を

提出しません。

記

1 業 務 名

2 業務場所

別記第7号様式（第10条関係）

審査結果通知書

年 月 日

様

九十九里町長

貴社から提出のありました下記業務の提案書について、審査結果を通知します。

業務名

---

結果 1 最適であると選定しました。

以後の手續については、別途連絡します。

2 下記の理由により選定しませんでした。

理由